

## 議案第40号

埼玉県都市競艇組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年10月10日をもって埼玉県都市競艇組合から鳩ヶ谷市を脱退させること、平成23年10月11日から同組合理約を別紙のとおり変更すること及び同法第7条第5項の規定により、同組合の財産は鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて議決を求める。

平成23年8月31日提出

狭山市長 仲川幸成

### 提案理由

埼玉県都市競艇組合から鳩ヶ谷市を脱退させること、同組合理約を変更すること及び同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県都市競艇組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合同規約（昭和32年11月1日32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

第2条中「、鳩ヶ谷市」を削る。

第5条第1項中「30人」を「28人」に改める。

附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。